

北海道ボランティア・市民活動センター貸出用具取扱い要領

1 目的

北海道ボランティア・市民活動センター（以下、「センター」という）が所有する用具等の貸出しについて取り扱いを定めるものである。

2 貸出用具

（1）高齢者疑似体験セット

3 使用目的及び貸出対象者

ボランティア講座、福祉関係事業及び行事等に使用することを目的とし、市町村社会福祉協議会、教育関係機関、福祉関係団体、その他広く一般道民を対象に貸出しを行う。

ただし、使用目的が当該貸出用具を使用した営利事業等である場合は貸出しを行わない。

4 貸出しを行う際の留意事項

（1）貸出し、返却は借用者の意向により、センター窓口対応もしくは宅配便で行うものとする。

なお、宅配便による貸出しを行う場合は、貸出時の送料は本会負担とし、返却時における送料は借用者の負担とする。

（2）高齢者疑似体験セットの貸出しは予約状況に応じ、1か所1回につきセンター所有数を上限とする。

（3）用具の貸出期間は原則3週間以内とする。

ただし、当該貸出期間の後に貸出予約がない場合については、1度の貸出期間の原則である3週間を超え、最大1ヶ月まで貸出しを延長することができるものとする。更にそれ以後の貸出しについては、その都度、予約の状況によりセンター所長が判断する。

（4）用具が借用者に渡る日からセンターに到着する日までを貸出期間として算出する。

（5）貸出しの予約申込は使用日の6ヶ月前から受付けるものとする。

（6）貸出しを行った用具は、借用者において清掃し、原状復帰の上返却するものとする。

（7）貸出期間中に用具に損傷等が生じた場合は、借用者の負担により修繕を行い原状復帰、もしくは新規購入等により弁償を行うものとする。

（8）借用者は貸出用具の受取り後すぐに用具を確認し、損傷等があった場合は直ちにセンターへ連絡するものとする。

- 附 則
1. この要領は、平成26年4月1日から施行する。
 2. この要領は、平成31年4月1日から施行する。